

神戸大学動物実験委員会の委員構成（基本指針に示された3通りの役割ごとの委員の所属部局及び専門分野）

神戸大学動物実験実施規則

第4章 動物実験委員会

（組織）

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等もしくは実験動物に関して優れた識見を有する教授又は准教授6人
- (2) 医学研究科附属動物実験施設長
- (3) 獣医師1人
- (4) 学識経験者若干人
- (5) その他委員会が必要と認めた者若干人

	所属部局	専門分野	分類※
1号委員	理学研究科	分子生理学	1
	工学研究科	化学工学	1
	農学研究科	栄養代謝学	1
	保健学研究科	リハビリテーション医学	1
	医学研究科	薬理学	1
	医学研究科	糖尿病・内分泌内科学	1
2号委員	医学研究科附属動物実験施設	分子細胞生物学	1, 2
3号委員	農学研究科	動物分子形態学	1, 2
4号委員	法学研究科	法学	3
5号委員	研究基盤センター	分子生物学	1
	医学研究科附属動物実験施設	実験動物学	1, 2
	兵庫県立大学	地域マネジメント・連携デザイン	3
	バイオシグナル総合研究センター	分子薬理学	1
	農学研究科	動物分子形態学	2

（令和6年4月1日現在）

※分類について（「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」による）

- 1：動物実験等に関して優れた識見を有する者
- 2：実験動物に関して優れた識見を有する者
- 3：その他学識経験を有する者